

## 自然保護制度の目的と「文化」 ——日独の制度成立史からの考察——

○西村貴裕(名城大学法学部)

### 問題設定・研究対象および結果

新しい保護カテゴリーが制度化される際には、次の三つの理由からその保護の目的が論じられねばならない。第一に国家（民主主義的国家においては市民）に、その保護がどのような公益をもたらすのか（＝目的）を説かねばならない。第二に、保護の対象と手法は目的に対応して定められる。第三にその他の公益との比較衡量、私権との比較衡量が制度化に際して必要であり、そのためには目的が明確であった方がよい。自然保護制度の成立史については従来から複数の学問分野で論じられてきた。しかし以上の諸点に自覚的な先行研究は少ない。そこで本報告ではドイツの自然保護制度成立史を上視角から概観し、これを日本についての報告者の研究結果(下記引用文献)と比較対照する。

分析の主な対象は、戦前の自然保護制度成立に中心的役割をはたした者たちの主要著作、自然保護にかかわる運動や組織の目的を示す文書（定款など）、法律（案）の制定（作成）過程における議論、その法律の目的規定などである。具体的には以下のごとくである。人物：エルンスト・ルドルフ（1840-1916）、フーゴー・コンヴェンツ（1855～1922）、三好学(1862-1939)、田村剛(1890-1979)；組織：ドイツ郷土保護同盟(1904-)、プロイセン邦立天然記念物保全局(1906-1935, 帝国自然保護局 1936-)、史蹟名勝天然記念物保存協会(1911-1945)、国立公園協会(1927-1942, 国土健民会 1942-1945)；法律：プロイセン自然保護法草案（1928年に廃案）、帝国自然保護法(1935)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919)、国立公園法（1931）。

総じて保護は極めて散漫に基礎づけられ、多種多様な目的が語られていた。しかしそれらの多くは広い意味で文化的なものであり、純粹に生態学的な基礎づけは三好が「天然保護区域」の提唱に際して語ったのみである。他方で狭い意味での文化的目的、例えば文化的景観を、人間と自然との歴史的相互作用の価値ゆえに保護するという基礎づけについては、ドイツの郷土保護運動にその可能性が見られたにすぎず、制度化には至らなかった。ドイツでは地域固有の景観美の保護が制度化されたが、それは景観像 Landschaftsbild の保護であり、これは景観美の「人間の内面への作用」が評価されたことによった。日本では初期の三好が「土地の固有の風景」の保護を唱えたが、これも制度化されなかった。風景保護として制度化されたのは「著名なる」景観としての名勝と、国を代表する「自然の大風景地」としての国立公園であった。これらの経緯も、主張された制度目的との関係においてはじめて良く理解される。

### 引用文献

西村貴裕「日本における天然記念物制度と自然保護(1906-1944)・I」『歴史研究』No.55、2019年、21～63頁

西村貴裕「日本における天然記念物制度と自然保護(1906-1944)・II——制度の基礎づけに着目して」『大阪教育大学紀要』Vol.67、2019年、201～220頁

(連絡先：西村貴裕 nishimu@meijo-u.ac.jp)

## 保護地域政策における人と自然の関係

古田尚也（大正大学）

### 背景と目的

近代的な自然保護の端緒は 1872 年の米国イエローストーン国立公園設立に求められることが多い。その後、要塞型とも称されることもある米国の国立公園制度の仕組みが各国に導入される課程で、国立公園内外に従来から居住しその資源を利用してきた地元住民との間で、強制移住、権利侵害、野生動物とのコンフリクトなどの様々な問題も生じた。2022 年に採択された昆明モントリオール生物多様性枠組みでは、陸域と海域の保護・保全地域を 30% に拡大する目標が採択され、OECM のような新たな仕組みも導入される中で、保護・保全地域と地域住民が共生するための努力はこれまで以上に重要になっている。本研究では、こうした背景の中、保護地域と地域住民の関係に関する最近の動向について、関連文献の調査、IUCN などの関係者へのヒアリングやいくつかの保護地域での聞き取り調査などをもとにレビューを行った。

### 結果と考察

ネパールでは 1996 年からバッファゾーン制度が導入され地域住民との共生についての取り組みが本格化した。オーストラリアではアボリジニへの土地の返還と共同管理に加え、1997 年に導入が始まった先住民保護地域（IPAs）が拡大するなど、保護地域と地域住民の間のコンフリクトの緩和やより有効な管理を目指す取り組みは世界各地で過去 30 年ほどの間に広がった。要塞型と称されることのある米国の国立公園でも近年ネイティブアメリカンによる国立公園内の伝統的な植物採取と共同管理が始まった。一方、2019 年には WWF（世界自然保護基金）の支援するアジアやアフリカの保護地域プロジェクトと地域住民のコンフリクトが米国議会などでも大きな問題となり、その後同団体では独立調査委員会による調査や人権に関するセーフガード制度の導入が行われた。IUCN などからもこうした分野に関するガイドラインが最近相次いで発表され（Stevens et.al. 2024, Newing et.al. 2024）、“自然保護の脱植民地化”というスローガンが支持を得るなど（Ashley Dawson et.al. Eds. 2023）、世界的に保護・保全地域が拡大する中で保護地域と地元住民を巡っては、依然として様々な課題があり、引き続き重要なイシューであることが示唆された。

### 引用文献

- (1) Dawson et.al. Eds. (2023) Decolonize Conservation: Global Voices for Indigenous Self-Determination, Land, and a World in Common
- (2) Stevens et.al. (2024). Recognising territories and areas conserved by Indigenous peoples and local communities (ICCAs) overlapped by protected areas. IUCN WCPA Good Practice Guidelines No. 34. Gland, Switzerland: IUCN.
- (3) Newing et.al. (2024.) Conservation and Human Rights: an introduction. The Interdisciplinary Centre for Conservation Science (ICCS), Oxford UK and Forest Peoples Programme (FPP), Moreton in Marsh, UK.

(連絡先：古田尚也 n\_furuta@mai.tais.ac.jp)

## 世界遺産における森林の文化的価値

○八巻一成（森林総研関西）・柴崎茂光（東大院農）

### はじめに

生物多様性に加えて文化の多様性を守っていこうとする生物文化多様性（biocultural diversity）保全の考え方が重要となってきた。しかし、生物文化多様性が具体的にどのように取り扱われているのかについては、研究知見が少ない。そこで、生物文化多様性を保全するための最も厳しい制度の一つと言える世界遺産を取り上げ、森林の文化的価値の取り扱いについて検討する。

### 方法

日本で登録されている世界自然遺産、世界文化遺産を対象に、森林の文化的価値の扱われ方について、遺産登録に関する文書、および関連文献、現地調査をもとに明らかにする。

### 結果と考察

世界自然遺産への登録の対象とされるのは、たぐいまれな自然現象や自然美を有する地域、地形・地質や生態系の顕著な見本、生物多様性を保全する上で重要な地域である。一方、世界自然遺産「知床」には第二次世界大戦以降に入植が行われた開拓跡地があるほか、「白神山地」ではマタギと呼ばれるツキノワグマやカモシカの狩猟を生業とする狩猟文化が存在する。また「屋久島」は地元集落の崇拜の対象とされる山岳地域が含まれ、「岳参り」と呼ばれる信仰登山が行われてきた。しかし、これらの文化的価値は世界自然遺産登録の際の評価の基準とはされていない。

一方、世界文化遺産には人類と環境との交流に関する登録基準があり、例えば世界文化遺産「厳島神社」には、社殿およびその背後に位置する「弥山原始林」が構成資産に含まれ、厳島神社の神社地として古来より保護されてきた森林として、自然と歴史・文化が一体となっている点が評価された。「古都奈良の文化財」には「春日山原始林」が構成資産として含まれており、社寺とその背後にあるこれらの自然環境とが一体となっている点が評価された。「紀伊山地の霊場と参詣道」には「那智原始林」が含まれ、聖域として厳しく守られてきた自然環境が生み出す神聖性が、文化的価値を持つものとして評価された。「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」には「三保松原」が含まれ、クロマツ林を前景に富士山を展望する景観が日本の文化や芸術の基層をなすものとして評価された。また、春日山原始林や三保松原では、森林の荒廃を防ぎ、生物多様性を保全するための取り組みも行われていた。

以上のことから、世界文化遺産の中に構成資産として含まれている森林では、森林に対する人間の働きかけが持つ歴史性や文化性が遺産登録の際の評価基準となっていることに加えて、生物多様性の価値も認識されていた。一方、世界自然遺産には自然に対する人間の働きかけが見られ、それは歴史的・文化的価値を有していると考えられたものの、そうした点は遺産登録の際の評価基準には含まれておらず、文化的価値に対する認識が希薄であった。つまり、世界自然遺産では自然度の高さが評価基準として重要視されるあまり、森林の文化的価値については軽視される傾向にあることがわかった。このことは、世界自然遺産が持つ文化的価値について、生物文化多様性という観点から改めて検討する必要があることを示している。

問合せ先：八巻一成（[yamaki@ffpri.affrc.go.jp](mailto:yamaki@ffpri.affrc.go.jp)）

## 1 旅日記からみる昭和 10 年代の国立公園

3 ○島立理子（千葉県立中央博物館）

4 川村清志（国立歴史民俗博物館）

### 6 はじめに

7 日本では、1931 年（昭和 6）に国立公園法が施行され、1934 年（昭和 9）3 月に瀬戸内海  
8 国立公園など 3 か所が指定され日本に国立公園が誕生した。

9 国民保健休養、国民の教化、外国観光客からの外貨獲得を目的として設置された国立公園  
10 であるが、1930 年代半ば以降、国立公園に「国民心身鍛錬の場」という役割が新たに課せら  
11 れるなど、時局の影響を受けて国立公園の目的や意義が変化していった<sup>(1)(2)</sup>。さらに、日  
12 中戦争下の 1938 年（昭和 13）頃からは「心身鍛錬」の観点からツーリズムが拡大した<sup>(3)</sup>。

13 本発表では、時局の影響を受けて様々な議論がなされていた当時、利用者側は国立公園を  
14 どのように利用していたかその実態を紹介するものである。

### 16 調査方法

17 千葉県茂原市の医師木村大三郎氏が、1938 年（昭和 13）9 月 15 日から 24 日に、医師大  
18 会参加のために、北海道を旅行した時の記録（自身が撮影した写真とともに、旅の行程や感  
19 想などが記されているアルバム）をもとに、記されている記述等から利用の実態を探る。

### 21 結果と考察

22 木村氏が「待望の場所」としているのが、層雲峡と屈斜路湖を眺望する美幌峠である。こ  
23 の旅の中で、国立公園が待望の場所であった。美幌峠から屈斜路湖の眺めに「屈斜路湖の湖  
24 面、雄大無辺さ旅人の魂を奪ひて桃原の境に在るの思ひあり。中央には原始林より成る中島  
25 あり、緑の木樹、碧一色の一大鏡面、白雲と緑陰と映りて原始的神秘を現出す。違なる哉阿  
26 寒国立公園地帯よ」と記し、国立公園の自然を賛美している。

27 一方で、美幌峠では地元医師会の接待として「美幌町の美形」のサービスで冷酒を飲み、  
28 宿泊先である層雲峡や阿寒の弟子屈では夕食後カフェーに繰り出している。「心身鍛錬の場」  
29 としての国立公園という、当局側の思いとは裏腹な様子がうかがえる。

30 今回は 1 例の紹介であるが、事例を積み重ねることにより、当局側の考えとは違う、旅を  
31 需要するがわの実態が明らかになると考える。

### 33 引用文献

34 (1) 西村貴裕『『国立公園』から『国土と健民』へ—国立公園の意義をめぐる言説の変遷(1929~1944)』

35 『大阪教育大学紀要 第 II 部門 第 60 巻第 2 号』,2012 年,pp.1~18,

36 (2) 藤野豊「日本ファシズムと国立公園」民衆史研究会編『民衆史研究 (58)』1999, pp.52~70,

37 (3) 高岡裕之「観光・厚生・旅行—ファシズム期のツーリズム」赤澤史朗他編『文化とファシズム』

38 1993,pp. 9~52.

39 (連絡先：島立理子 [shimadate@chiba-muse.or.jp](mailto:shimadate@chiba-muse.or.jp))

## 森林総合利用施設関連事業の展開と現状からの再評価

○柴崎 茂光（東大院農）

### はじめに

2010年代後半から、山村地域に雇用を創出する手段として、森林サービス産業への関心が高まりをみせているが、森林レクリエーション（以下、森林レク）や教育活動のために、林地を活用する動きは、以前から存在していた。1970年代以降には、林業構造改善事業の一環として森林総合利用促進事業などの事業が導入され、全国各地にキャンプ場といった森林総合利用施設が誕生した。こうした施設が、現在まで持続可能な形で運営されているのかを把握する研究は皆無に等しい。そこで本研究では、森林総合利用施設に関連する公的な事業を概説した上で、現存・廃止の状況、提供されるサービスや運営形態の変化を明らかにすることを目的とした。具体的には、1980年代後半に出版された森林総合利用施設のガイドブックに掲載された森林総合利用施設を分析の対象とした（全国林業構造改善協会、1988）。現在の運営状況については、ウェブページや、電話調査などから把握した。

### 結果と考察

#### (1) 現存・廃止の状況

分析対象となった382か所の森林総合利用施設の中で、現存するものは268か所で、114か所が廃止していた。現存する中でも、廃止を経て、その後再開された17か所も含まれており、約3分の1の森林総合利用施設が、過去に一度は廃止を経験していたことになる。

#### (2) 1980年代後半と現在の状況の比較

1980年代後半には、キャンプ場、アスレチック、テニス場などが主要な施設（設備）として掲載されていた。現在も、キャンプ場については、その多くが存続していたが、アスレチック、スキー場、テニス場などの施設は減少していた。運営主体については、いずれの時代においても、市町村が関与する森林総合利用施設が最も多かった。1980年代後半には、森林組合が、市町村に次いで運営にかかわっていたが、現在はその割合は減少している。このほかに、文化・歴史的資源を主要な施設として紹介する事例は少なかった。

#### (3) 考察・課題

およそ7割の森林総合利用施設が現存する状況を鑑みると、山村という条件不利地域に対する公的な支援は、一定程度の役割を果たしたといえる。また、アスレチックに象徴されるように、時代ごとに観光トレンドが変化している状況が確認できた。観光ニーズの変化を読み取り、再投資を行うことができた施設には、廃止を免れた可能性が考えられる。また、経年的に運営状況を把握することが、困難であることがわかった。長期的な政策効果を把握するためにも、森林レクに関する統計制度の充実や、資料保存が強く望まれる。

### 引用文献

全国林業構造改善協会（1988）『さわやかリフレッシュ Do! 森林レク』全国林業構造改善協会，276pp  
（連絡先：柴崎茂光 [shiba8888@g.ecc.u-tokyo.ac.jp](mailto:shiba8888@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)）

## エコツーリズムにおける森林文化の保全・活用に関する一考察

○寺崎竜雄（静岡県立大学）

### はじめに

本研究は、森林文化を森林と人々とのかかわりの諸相とおおまかにとらえ、観光との接点を探ろうとしたものである。森林文化と観光のかかわりでは、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながることを目指すエコツーリズムとの親和性が高いと考えた。森林内でのレクリエーション、森林を守り育てながら利用する知恵や技術、地域の特色を活かした生活様式などに触れて学ぶエコツアーとしての利用を想定した。エコツーリズムは全国各地で取り組まれているが、エコツーリズム推進法のもとで大臣認定をうけた全国 26 地域の「エコツーリズム推進全体構想」に着目し、この中における森林文化の位置づけの整理・考察を試みた。

### 調査方法

各推進全体構想には、取り組みの方向性を定めた上で、活用が見込まれる自然観光資源を「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」と「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、列挙・概説するとともに、ガイドランス及びプログラムを例示している。本研究では、「推進全体構想」に記載の森林文化に関わると考えられる自然観光資源を整理するとともに、構想中「森林文化」に関する単語の使用頻度を MS-WORD の検索機能を用いてカウントした。

### 結果と考察

海域を主対象としたごく一部の推進全体構想を除き、ほぼ全ての推進地域内に森林エリアが存在する。構想中、森林にかかわる自然観光資源として例えば「山地の二次林と自然林（飯能市構想）」や、「吉野林業と業と関連する文化（吉野川記の川構想）」などを列記し、具体的なエコツアーが提示されている箇所が複数みられた。調査対象とした全体構想をすべてあわせると文字数は 100 万字を超えるが、この中で「森林」という単語は 673 件、「文化」は 1,639 件検出された。また、「森林文化」は飯能市全体構想中の 7 件、名張市全体構想における 2 件、東近江市全体構想の 1 件、屋久島町全体構想の 1 件、あわせて 11 件のみであった。一方で、類似概念と考えられる「生活文化」は 237 件、「伝統文化」は 224 件、「歴史文化」は 106 件、「地域文化」は 26 件あった。このように、森林文化と観光との接点が多いと考えたエコツーリズムでは、関連の地域資源が積極的に観光利用されているものの、森林文化という言葉の使用は僅少であり、認知・意識は薄いことが考察された。

### 引用文献

柴崎重光「森林が有する文化的な価値の歴史的変遷」『林業経済研究』Vol.65(1), 2019 年, 3~14 頁。

(連絡先：寺崎竜雄 t.terasaki@u-shizuoka-ken.ac.jp)

## 屋久島における長期滞在型観光の拡大の可能性について

○西富 琉之助・柴崎 茂光・古井戸 宏通（東大院農）

### はじめに

屋久島では、登山客数の増加による「し尿」問題等のオーバーツーリズム（以下、OT）が今世紀初めに発生した。島への入込客数は2009年頃をピークに漸減傾向が続くが、ジェット機就航を目指した「屋久島空港滑走路延伸計画」が進められており、将来的にOTが再発する可能性も否定できない。OTの対策の一つに「分散」を推進する観光形態として長期滞在型観光（以下、滞在型観光）がある。また滞在型観光は、関係人口の創出につながり、地域活性化にも貢献できる<sup>(1)</sup>。そこで本研究では、屋久島観光業のなかでも生産額の最も多い宿泊業に着目したうえで、宿泊業者を対象とするアンケート調査や聞き取り調査から、滞在型観光の実態を把握した上で、将来的な拡大可能性について考察する。

2024年7～9月に、屋久島の全宿泊施設184軒を対象に、宿泊施設の基本情報や長期滞在に関するアンケート調査を実施し、134軒から回答を得た（回収率72%）。単純集計や、宿泊業態ごと・所在地ごとのクロス集計等を行った。2023年6月や2024年2月に行った宿泊施設への聞き取り調査の情報も用いて、屋久島における滞在型観光の特徴を把握した。

### 結果と考察

【結果】 宿泊施設の91%から「過去に滞在型観光客を受け入れた」という回答を得た。滞在型観光客の属性については「仕事客」と言及した宿泊施設が43%と最も多く、「1人客」の33%、「外国人客」の25%と続いた。このほかに、聞き取り調査から、滞在型観光客の属性として「富裕層」も確認できた。今回滞在型観光客の属性として「仕事客」を除く、「1人客」・「外国人客」・「富裕層」の3属性に着目した。まず、「1人客」は民宿に、「外国人客」は一棟貸しに、「富裕層」は高価格帯のホテルに、それぞれ泊まる傾向が見られた。また、聞き取り調査より、「1人客」は縄文杉だけでなく海や川といった様々な場所での滞在傾向が、「外国人客」・「富裕層」は縄文杉には興味を示さず行かない傾向がそれぞれ見られた。滞在型観光客の受入意向については72%の宿が「積極的」・「やや積極的」と回答をしていた。滞在型観光客の受入理由について「受付や掃除の手間が減り楽だから」と答えた宿泊施設が27軒あった。現在の経営上の課題として「従業員不足」をあげた宿泊施設が23軒確認できた。

【考察】まず、滞在型観光客が一般的な観光客と比較して縄文杉以外の場所での滞在時間が長いことから、滞在型観光客を増やすことは「分散」の効果を大きくし、OT発生のリスクを小さくできると考えられる。次に、滞在型観光客について供給側の受入意向も高いことが判明した。効率性を鑑みて滞在型観光を導入している施設もあることや、3つの属性の滞在型観光客がそれぞれ異なる業態の施設に泊まる傾向が見られること等から、滞在型観光が宿泊業の人手不足問題の解決策として幅広く供給側から拡大する可能性がある。

### 引用文献

(1) 一般財団法人ロングステイ財団（2021）『ロングステイ調査統計2020-2021』，ロングステイ財団

（連絡先：西富 琉之助 ryunosukenishitomi@g.ecc.u-tokyo.ac.jp）

## 熊野参詣道伊勢路の山道保全・管理における行政機関の役割

○平山 和虎・柴崎 茂光・古井戸 宏通（東大院農）

### はじめに

今世紀に入り、自然資源管理に関する学術研究において、①縦割り行政から脱却し、②行政界を越えた広域で、③市民を含む多様な主体の一体的な連携を図り、④意思決定から実行までを俯瞰した、ガバナンス論に関心が集まっている<sup>(1)</sup>。しかし、市民と行政機関との協働によるガバナンスの実現には依然、多くの障壁があり、山道では、予算・人員不足、管理責任への恐れなどによる、行政機関の管理からの撤退が問題視されている<sup>(2)</sup>。本報告では、行政機関が山道の保全・管理に果たす役割の実態を整理した上で、良いガバナンス・マネジメントの実現に向けた糸口を模索することを目的とする。山道を中心に、広範にわたる多様な自然資源で構成され、一部の山域では、世界遺産の保存管理計画に基づく県・市町の管理のもと、住民が結成した保全団体により保全されてきた熊野参詣道伊勢路を調査対象とした。具体的には、三重県、そして県内 10 市町の行政機関（教育委員会、観光部局）を対象に、2024 年 8 月から 11 月にかけて聞き取り調査を行った。

### 結果と考察

【所管】 世界遺産の構成資産となっている山道は、いずれも史跡に指定されているため、文化財保護法に基づいて、所在市町の教委が文化財パトロール員からの報告などに応じて保全措置を講じ、県教委に報告していた。一方で、構成資産以外の山道については、市町の観光部局が管理を担当している、もしくは担当部局が存在しないケースもあった。

【広域連携】 県が年に一度主催する、市町や保全団体を交えた協議会が存在した。一方で、自治体を跨いだ保全活動などは見られなかった。

【市民との連携に向けて】 県の観光部局からは、伊勢路は住民のボランティア活動によって維持されてきたため、今後も保全団体の活動に委ねたいという考えが聞かれた。現実には、住民の高齢化に伴う保全の担い手不足が危惧されるものの、現場レベルの協働や活動の支援などの具体策が見られた市町は僅かであった。現場の実態を行政機関が把握する機会が、年に一度の保全行事や協議会に限られ、日常的な情報共有が不足していた。

【考察】 伊勢路は、史跡を一部に含む長狭物であるため、行政区画、そして構成資産か否かにより所管が異なっていた。そのため、伊勢路一帯の保全・管理に関する意思決定から実行段階までが複数の管理主体下で切れ切れで、俯瞰しづらい状況にあった。住民・市民の保全活動は、高齢化によって年々縮小傾向が続くものの、県・市町はこうした保全活動の存在を重視していた。その活動を補完し、存続させるためにも、より広域かつ緊密な連携を有する保全・管理体制の構築が望まれる。

### 引用文献

- (1) 平原俊「自然資源管理に関する市民参加論の「限界」再考」『林業経済』Vol. 75(3), 2022 年, 1～16 頁。
- (2) 愛甲哲也「登山道とボランティア活動」登山道法研究会編『これでいいのか登山道 現状と課題』山と溪谷社, 2022 年, 210～219 頁。

（連絡先：平山 和虎 cc59@g.ecc.u-tokyo.ac.jp）

## 1980年代以降の森林科学にみる森林との関わりの研究の変遷 —教育を中心に—

○井上真理子（森林総研・多摩）

### はじめに

森林の文化的価値について、2019年春季大会のシンポジウムで再評価が行われたが<sup>(5)</sup>、森林文化論は1980～90年代に隆盛し、その後の研究は停滞が指摘されている<sup>(2)</sup>。文化的サービス（生態系サービス）に含まれる審美的、精神的、教育的などの内容のうち、『林業経済研究の論点-50年の歩み』（2006年）の研究動向に含まれるのは、「自然保護・市民参加」、「観光開発・交流・森林レクリエーション」に留まっている。日本森林学会の学会大会では、1990年代に風致、2018年に教育の部門が設けられ、関連する研究発表が行われている。そこで本研究では、森林文化など人と森林の関わりの研究の変遷について、日本森林学会大会発表から、教育を中心に整理した。

### 方法

1980年代以降の日本森林学会（旧、日本林学会）大会発表と、森林文化や教育に関する研究<sup>(1,2,3,4)</sup>をもとに、人と森林の関わりに関する研究の変遷を整理した。対象は、文化的サービスの内容や、関岡<sup>(4)</sup>の森林教育での「人間と森林の関係性に関する」ものとして、広く捉えた。

### 結果と考察

森林教育は、1950～70年代に学校教科書で林業の記載が削除されたことで関心が集まった<sup>(4)</sup>。1980年代に展示施設や学校教育などの研究が始まり、1990年以降、森林教育の研究が増えた<sup>(3)</sup>。森林学会大会では、1970年代の研究部門が林学7部門と環境保全（1973～82年）で、1980年代にテーマ別発表が始まった。1989年（100回大会）の記念講演「都市と森林」では、森林文化が話題となっている。1990年代に、都市住民やレクリエーションなど多様なテーマ別発表があり、1997年には研究部門が13に増えた（生態、生理、動物など）。2000年代のテーマ別発表に森林教育、保健休養が設けられ、今日に続く。森林文化研究は「林学における人文社会分野の原論、基礎論」とされたが<sup>(1)</sup>、そのうち、教育や保健休養、林業遺産など一部の研究が進展してきた。

### 引用文献

- (1) 岩松文代「森林文化研究の課題」『日本林学会大会学術講演集』Vol. 115, 2004年, 285頁
- (2) 西川静一『森林文化の社会学』ミネルヴァ書房, 2008年, i～iii, 39～76頁
- (3) 大石康彦・井上真理子「わが国森林学における森林教育研究-専門教育および教育活動の場に関する研究を中心に」『日本森林学会誌』Vol. 96, 2014年, 15～25頁
- (4) 関岡東生「環境教育を目的とする森林の利用と整備に関する研究(Ⅱ)-わが国における林業教育の概念整理の試み-」『日本林学会論文集』Vol. 105, 1994年, 93-94頁
- (5) 柴崎茂光「森林が有する文化的な価値の歴史の変遷」『林業経済研究』Vol. 65 (1), 2019年, 3～14頁

(連絡先：井上 真理子 imariko@ffpri.affrc.go.jp)

## 昭和初期の日本における草地面積の検討：茅生地に着目して

○竹本 太郎・仁井田 新大（農工大）

### はじめに：背景、目的、方法

かつての草地面積は今日とは比較にならないほど広大で、放牧地や茅場などとして利用されていたが、その変遷は正確に把握されていない（小椋, 2012）。ところで、農林省山林局（1934）『山野の遺利 萱茅の利用』という報告書では昭和9年における「茅（カヤ）生地」の面積が、北海道を除く府県別で詳細に調査され、記載されている。しかし、同報告書の著者と思しき人物による短い解説（城山, 1936）と、同報告書を引用文献リストに入れた岩波（2002）を除けば、同報告書の引用は管見の限り散見されず、草地に関するこれまでの研究において未発見あるいは無視されてきたと思われる。

そこで、本報告では、農林省山林局（1934）により昭和初期における北海道を除く日本全体および府県別の茅生地面積を把握し、農林省統計表の無立木地面積および馬政統計の牧野面積との比較を行った。結果を踏まえて、昭和初期における茅生地および茅の利用を分析し、当時の草地面積（草地の実態）について検討する。

### 結果

表1は農林省山林局（1934）中のデータから茅生地の面積と生産量を示したものである。茅生地の定義は「専用茅場」と「その他茅生地」の合計であり、「専用茅場」とは、茅の採取を主目的とする一団地 10a 以上の茅生地を指す。「優等地」、「中等地」、「劣等地」は、茅の干草生産量が 1ha につきそれぞれ 3,750kg 以上、1,875 kg 以上、1,875 kg 未満のものをいう。「その他茅生地」とは、部分的に茅の生立する原野で、農林省統計表中の無立木地面積の約 7 割 8 分に相当する（城山, 1936: 140）。専用茅場は、面積が総計の 16% である一方で、総生産量が総計の 53% に達する。同報告書には専用茅場では茅を集約的に栽培していることが記載されている。

昭和9年における茅生地、無立木地、牧野の3種の面積を府県別にまとめた。茅生地、牧野の内訳であるその他茅生地・専用茅場、放牧地・採草地の面積もそれぞれ掲記した。総面積は無立木地、茅生地、牧野の順に大きく、東北・九州を除いた全地方において無立木地の面積が最大であった。青森、岩手、熊本では茅生地面積が非常に大きく、無立木地面積を上回った。なかでも青森は茅生地総面積の 15% を占めた。また、中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口）のほか、秋田、福島、宮崎などでは牧野面積が茅生地面積を上回った。東北地方に多くの面積をもつことは3種の面積に共通するが、そのほか府県別、地方別に似通った傾向はあまり見受けられなかった。

（連絡先：竹本 太郎 take@go.tuat.ac.jp）

表1：全国（北海道を除く）茅生地面積および生産量の総括表

		面積 (ha)	平均1ha当たり 干草生産量(kg)	総生産量 (kg)
専用茅場	優等地	46,911	4,777	224,133,227
	中等地	109,685	2,377	260,611,850
	劣等地	123,140	1,038	127,804,900
	合計	279,736	2,185	612,549,977
その他茅生地		1,395,233	383	535,246,107
総計		1,674,969	685	1,147,796,084

出典：農林省山林局（1934: 3）をもとに作成

注：専用茅場とは茅の採取を主目的とする一団地10a以上の茅生地を指す。優等地、中等地、劣等地はそれぞれ乾草1haにつき3750kg以上、1875kg以上、1875kg未満のものをいう。

# 1 鳥獣害激甚化時代における狩猟と林地利用の調整方策-猟区制度に着目して

2 ○古賀達也（森林総研）

## 3 背景と目的

4 農林業における鳥獣害を緩和するにあたり、狩猟による個体数調整や加害個体の除去が求  
5 められる反面、林業や登山といった土地利用と狩猟との調整問題や、狩猟を拒否する地主（反  
6 狩猟地主）と狩猟との調整問題を考慮する必要がある。こうした問題を論じる際には、近代  
7 の林政学、狩猟学、あるいは近年の野生動物管理学では猟区制度の活用が期待されてきた。  
8 猟区制度とは国や公共団体、狩猟者団体などが土地に登録する権利を有する者の承諾を得て  
9 設置することのできる捕獲管理区域であり、林業などとの空間調整や土地占有者との合意形  
10 成が可能であり、狩猟事故を防止でき、またその捕獲管理機能から計画的な野生動物管理に  
11 資するといった言説がある。しかし、猟区の設置数は減少傾向が著しく、我が国における狩  
12 猟管理の一般的な手段とはいいいがたい状態にある。本報告では、筆者らが行ってきた猟区を  
13 巡る制度史、学説史、ケーススタディを元に、今後の狩猟権制度の論点を抽出する。

## 14 方法

15 現行猟区制度の射程を明らかにするため、(1)猟区制度を巡る立法過程や政治的コンフリク  
16 ト、(2)猟区制度に関連する学説史、(3)滋賀県における猟区のケーススタディの3点から猟区  
17 制度の射程を抽出する。この結果をもとに、(4)これまで提示されてきた狩猟権制度構想のう  
18 ち、実現可能と思われるものを検討する。

## 19 結果と考察

20 (1)現行猟区制度の淵源は地主狩猟権猟区制であるドイツ法にあり、川瀬善太郎や青木周蔵が  
21 明治初期にこれらの継受を主張した。結果的にこれらは実現しなかったものの、原則的には  
22 自由狩猟権制とした上でドイツ法から猟区制度のみを継受する構想を中村弥六らが明治後  
23 期に主張した。この構想は制度化し、今日に至るまでの猟区と土地所有権との接続性（設定  
24 時に土地上に登録した権利を有する者の承諾を必要とする点）を規定している。

25 (2)猟区制度は区域内での捕獲を猟区管理者が直接管理することができるため、自然保護団体  
26 や一部の野生動物管理研究者は猟区による狩猟管理を主張している。他方、猟区制度と土地  
27 所有権との接続性については議論が殆ど無い。関連公文書の分析により、北海道以南では、  
28 土地上に登録した権利がまとまっている公有林、財産区、生産森林組合所有地以外の土地で  
29 は殆ど猟区が設定できず、現行制度のままでは土地所有者不明問題や不在地主、相続未登記  
30 といった点から猟区は設定できず、猟区による狩猟管理は困難と示唆される。

31 (3)昭和後期には県内の主要な猟場の大部分に猟区が設定されていた滋賀県では、獣害が激甚  
32 化し、また相続未登記などの理由から土地上に登録した権利を有する者が分からなくなり、  
33 生産森林組合所有地上に設置された日野町猟区以外の猟区が閉鎖されていった。日野町猟区  
34 は獣害の激甚化により捕獲圧を高めるためにその閉鎖を求める声がある反面、生産森林組合  
35 が組合員の作業の安全確保のために猟区による狩猟管理を望み、今日まで存続している。

36 (4)以上の結果から、現行猟区制度ではアンチコモنزや鳥獣害対策といった今日的課題に対  
37 応できないことが示唆される。

38 （連絡先：古賀達也 [kogatatsuya25u@affrc.go.jp](mailto:kogatatsuya25u@affrc.go.jp)）

## 大桶製作における原木の選定基準と製材技術

○齋藤暖生(東大演習林)

## はじめに

日本において桶（結桶）は中世以降に急速に普及し、民生・産業用の木製の容器として作られ、汎用されてきた。今や樹脂製などの容器にほぼ代替されたが、再生可能資源を有効利用する文化・技術として再評価しうる。なかでも酒造用大桶は、日本における桶製造技術の到達点の一つとして、特筆すべきものである。本研究は、大桶の製作過程の一端（原木購入・一次製材）から、木材利用の観点からみた特徴を検討するものである。

## 方法

(株)藤井製桶所が酒造用大桶を製作するために購入した吉野杉原木、それを一次製材したものを計測した。2023年10月に開催された原木市において参与観察と聞き取り調査、2024年4月に追加の聞き取り調査を行なった。

## 結果と考察

## 1) 購入原木の選定基準

2023年に大桶製作用として12本の吉野杉原木が購入された(表1)。購入された原木は、末口径が40cm前後であり、大桶の側板の曲率を考慮したサイズが購入対象となっている。木目の通りが良い(アテがない)こと、年輪幅の細かさ(芯材境界付近)、芯材の色目(濃くない)ことも、大桶製作のために必要な条件となっている。価格を抑えるため、銘木級の原木は回避され、節などの欠点がわずかにあるものもしばしば購入対象となる。

表1 大桶製作用に購入した吉野杉原木の諸元

原木	市日	出品サイズ		実測サイズ		材積(m <sup>3</sup> )		評価要件
		末口径 (cm)	材長(m)	末口径 (cm)	材長(m)	出品サイズ —末口二乗法	実測 (推計値)	
#1	2023/10/26	42	4	46.7	4.41	0.71	0.82	異様に安い?
#2	2023/10/26	38	4	42	4.32	0.58	0.67	最適サイズ。甲付の目細かい。芯材は底板に。芯材の色良い。
#3	2023/10/26	36	6	39	6.18	0.78	0.87	競合回避。芯まで目が細かい。芯材の色良い。
#4	2023/10/26	36	4	計測不能	計測不能	0.52	0.60	目が荒いが色良い。安い。
#5	2023/10/26	36	3	37.2	3.66	0.39	0.45	皮無しが良い。色が良い。芯は目粗で使えない。
#6	2023/10/26	34	4	37	4.30	0.46	0.54	直径小さい色が良い。安い。
#7	2023/11/21	34	4	36.3	4.31	0.46	0.51	芯材の色が良い。目が細かい。
#8	2023/11/21	38	4	41.7	4.26	0.58	0.66	芯の目が粗く、年輪に揺れがあるが、色が特に良い(ピンク)
#9	2023/11/21	36	4	39.8	4.74	0.52	0.67	(応札しなかったが、同業者に譲られた)アテ入りと判断。
#10	2023/11/21	38	4	41.4	4.61	0.58	0.70	甲付の目細かい。色良い。安い。
#11	2023/11/21	36	4	39.8	4.48	0.52	0.64	紅色に懸念も、色変わるという意見聞いて。安い。
#12	2023/11/21	40	4	46.2	4.65	0.64	0.88	(思い出せず)
計						6.72	8.02	

注：材積の実測推計値は、詳細な採寸を行なった原木(#1,2,3,5,6)について、出品サイズに基づく末口二乗法による算出材積との比を求め、それを他の原木の出品サイズに基づく末口二乗法による算出材積に掛けることによって求めた。

## 2) 一次製材

実測体積 8.02 m<sup>3</sup>の原木が一次製材された後の体積は 5.02 m<sup>3</sup>、歩留まりは 62.6%であった。木目を切らないことを重視し、画一的ではない木取りがなされていることが、製材歩留まりを高めている要因と考えられた。

(連絡先：齋藤暖生 haruo\_s@uf.a.u-tokyo.ac.jp)